(遞信省認可)　(日曜日休刊)　(定價二錢)

時事新報

第千六百六十六號
明治二十年八月十九日　金曜日
舊丁亥七月朔日　(丙、辰)
日出午前五時二十二分
入午後六時四十四分
月出午前四時五十九分
入午後六時四十九分
滿潮午前五時二十二分
午後五時四十五分
(西曆一千八百八十七年)

社告

時事新報各地賣捌所の中にハ間々前金相切れ候より新報發送方一時差止候向も有之候間自然賣捌所の手を經て御購讀相成候御方の御迷惑に相成候事も可有之儀得共本社取引上の都合にて他に致方も無之候間不惡前件御了察の上斯る場合には最寄りの賣捌所又ハ本社へ直接に御注文被成下候樣仕度此段爲念購讀諸君へ申上置候也

時事新報御購讀の地方諸君より郵便爲換を以て新報代價御送金相成候節は指名れ郵便局は本社取扱上の都合に依り東京芝口郵便局へ御取組被下候樣仕度此段申上置候也

時事新報定價

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日蝕

本日は午後二時過ぎより日蝕始まり中央皆既線上か或は其沿線の地に於ては同三時四十五分頃より三分時餘の皆既食を見ることを得べしと云ふ右に就き竊かに古今を參觀すれば我輩聊か人事に感なきこと能はざるあり抑も漫然たる江湖の人の言に昔時東洋の政治家は上君主に對して幾分の責任を負ふのみにして下人民に對するの責任なきが故に時の君主にして剛健嚴明ならざれば在朝の政治家は恰かも無責任の位地に立ち內治外交每度失敗を重ぬることあるも威福の綿を以て之を彌縫することを得る限りは其職位に別條なくして先づ以て氣樂なるべけれども今の文明國の政は責任ある宰相が責任ある內閣を組織して國事一切に當るの制あるが故に上君主に對して責任あるのみならず下人民に對しても亦重大なる責任を負ひ內治外交の大體に關しては勿論、或は細小なる失策にても其事柄の輿望に背て一般人民の議する所と爲ることもあれば潔よく其位を去て路を他に讓らざるを得ず責任の有無、古今政治家の難易想ひ見る可し云々と說くものあり如何さま古今政治の變、其間自から左る情實もあらんなれども更に一方より考ふれば昔時東洋の政治家は意外なる處に異常なる責を負ひ其責任の重きこと或は文明國の政治家にも讓らざるの場合なきに非ず例へば在職中人を政府の官吏に薦めて其人が何か失敗の廉を生ずることあれば之を薦めたる罪を以て忽ち物議を釀すことあり或は又日蝕地震其他樣々の天變地異に會することあれば宰相政を失ふて陰陽調和せず云々とて臺官の彈劾する所と爲り忽ち其職を罷めらるゝことあり人間にして天時の責任を負ふ、誠に迷惑千萬の事にして人智開進の今の世の中に適せざるは固より言を待たざれども昔時東洋の政治家にも所謂責任あるものありて其責任の重大なるをさく〳〵今の文明國の政治家に減せざること亦疑ひを容れざるなり

前陳の如く今の文明國の政治家は上下の責任甚だ重く其政治向きに於て聊かの過失を生ずるときは國會議院は喋々之を議論して在野反對黨は演說に新聞紙に忌憚なく辨論攻擊して久しく其職に安んずることを得ざらしむるの勢ひあり、昔時東洋の政治家も其責任の種類こそ異なれ亦自から一種の責任ありて其責任の重大なる決して彼の文明國の政治家に讓ることなしとあれば古今東西の政治家は等しく責任の重きを負ふ者なれども目下我國の政治社會は獨り其趣を異にする所あるものゝ如し蓋し近時諸學術の進步する中に就て天文學は殆んど完全の域に達し彼の日蝕皆既の如きも前々より其經過の時分を豫測して誤まらざる程の次第なれども今日の人は如何なる愚夫愚婦にても天變地異などを以て責を政治家の過失に歸するものはなかる可し即ち今の我國の政治家は昔時の政治家が負擔せる諸責任を負ふことなく左ればとて又一方より文明國の政治家が負擔すべき責任を負ふの場合にも達せず私に之を許すれば今の我國の政治家は古今東西中間の位地に立つて安きものとも申す可きなり我輩竊かに昨今の有樣を見るに谷前農商務大臣は時事を議して合はざるが爲めに內閣を去り又民間の政治家中には時事の意見書と共に向きに奏呈するものもありと云ふ此際政府が多年周旋して將に成るに垂んとしたる條約改正は忽然之を中止するの擧あり事の是非は今姑く置き今日の勢、政治社會に多少の物議あるは樣々の事情を推して察知す可し幸にして今日の政治社會なればこそ當局者も其清襟を煩はすの勞なく悠然として桃花流水の境遇に安んずることを得るなれ數十年前人智未開の際に當りて若しも此等の事情もあらば本日の日蝕の如き偶ま以て我政治家の明德を蔽ふが如き奇談なきを期す可からず或は云ふ昔人は天變人事を區別するの明なきに非ず唯變を好むは頗ぶる無智なるが如くなれども苟くも理數を解するもの人心の常にして偶ま時勢に倦むことあれば天變を假りて人心を鼓動し以て政治社會に新陳交迭の機を促がすのみ故に無識多數の時代にても其責任には自から人事の意味なきにあらざれども今の我國の政治社會に對しては是等の妄想を假りて議論を可き筈もなく左ればとて目下の有樣にては文明政治の責任法と見る譯けにも行かず之を要するに今の我政治社會の責任は何れにも偏せずして中間に淡泊なるものゝ如しと此言果して然るときは我輩は私情に於て我政治社會の安全を祝せるものなり偶ま日蝕に就て感ずる所あり敢て人事に論及すると然り

官報

○遞信省告示第百四十五號
石狩國札幌郡篠路郵便局來ル九月一日ヨリ同國同郡同村字茨戸太ニ移シ篠路村茨戸太郵便局ト改稱ス
明治二十年八月十八日　遞信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第百四十六號
獨逸保護國亞弗利加カメルウン州本年六月一日ヨリ萬國郵便聯合ヘ加入ス
明治二十年八月十八日　遞信大臣子爵榎本武揚

雜報

○東京學士會院會長幹事當撰　東京學士會院會議に於て本年九月より來年八月に至る一年間の會長幹事を改撰投票せしに加藤弘之會長に重野安繹、細川潤次郎幹事に當選せり(文部省)

○來觀差止　來る十九日日食に付き博物館動物園とも當日午後一時より衆庶の來觀を止む(宮內省)

○不動產所有制限法　合衆國元老院に於ては本年三月三日不動產所有制限法を可決せり其大要左の如し(本年五月英國新報所載)

第一條　合衆國々民ニ非ザル者、又ハ法律上合衆國々民タラザル者及合衆國若クハ合衆國ノ州又ハ州外地ノ法律ニ遵據セザル諸結社ハ自今相續又ハ法律上ノ認可ヲ得テ債償ノタメニ授受セル外ハ合衆國領內ノ不動產(リヤルエステート)ヲ所有スルヲ得ス

但シ現存ノ條約ニ據リテ外國人民ガ合衆國領內ニ於テ土地ヲ所有スル權利ヲ有スル場合ハ此限ニ非ザレ尤右權利ハ條約滿限ト共ニ消滅スルモノトス

第二條　結社ニシテ其株高ノ二割以上ヲ合衆國人民ニ非ザル者又ハ合衆國人民ニ非ザル者ノ結社カ所有シ若シクハ所有シ得ルトキハ自今合衆國領內ニ於テ不動產ヲ所有スルヲ得ス

第三條　鐵道、運河、又ハ轉關路ノ造設若クハ營業ノタメニ組織セル結社ノ外ハ合衆國領內ニ於テ一結社ニシテ五千噎(二千餘町)以上ノ土地ヲ所有スルヲ得ス

鐵道、運河、又ハ轉關路ノ結社ハ合衆國々會ノ法令ニ據リテ許サレタル土地ノ外ハ其鐵道、運河、又ハ轉關路ノ正當ナル執業ニ必要ナラサル土地ヲ所有スルヲ得ス

但シ本條ノ禁制ハ結社ガ現ニ法律上正當ニ所有スル土地ノ權利ヲ妨ケサルモノトス

第四條　本條例ニ違背シテ所有セル土地ハ總テ合衆國ニ沒收ス　司法總官ハ衡平法院所狀若クハ其他ノ正當ナル方法ニヨリテ右沒收ヲ實行セシムルノ責アルモノトス

本條例ヲ實行スルタメニ起レル訟事ニ關シ裁判所ハ合衆國又ハ該訴訟關係人ノ實繼ナキ儀式、瑣細ナル事情、手數等ニ拘泥セスシテ單ニ訴訟本件ノ理非ヲ裁定スルヲ要ス　(以上本年八月十八日官報)

○有栖川一品宮　熾仁親王幷に御息所には甲斐、美濃、近江を經て京都へ立寄らせらるべき筈なりしも俄に模樣換となり去る十五日午前第二の列車にて大津ステーションより山崎ステーションへ着せられ夫れより橋本の渡しを越へさせ給ひて官幣大社男山八幡宮へ詣でられ次で宇治に向はれ同夜は宇治の萬碧樓に御一泊、明けて十六日の朝は南部を指して御發車あらせられけるが宮には夫れより大和地方御巡覽遊ばされてより紀州の高野にも登山せらるゝ趣きなるよし仄かに承はりぬ

○英國と土國　倫敦タイムス新聞に據れば土國公使ラステムパサ氏は土帝の國書を英國總理大臣ソールスベリー侯に呈出したるが其國書は從來商議したる埃及會議の論點を變じて是よりは更に商議を開くべしと勸告したるものなりと云ふ

○スマタラ島の鐵道　本年七月六日荷蘭アムステルダムよりの報に據れば荷蘭國々會はスマタラ島の西岸に於けるモカラカラバンよりブランヂウインスに到る迄の鐵道敷設議案を可決したりと云ふ

○栃木縣下の稅金　去る明治十八年度栃木縣の國稅地方稅公儲金町村費協議費學資金寄附金等の調査なりと云ふを聞くに

國稅　九十三萬三千百二十圓四十一錢七厘
地方稅　二十八萬一千七百三十九圓五十一錢七厘
町村費　二十萬四千四百四十六圓三厘
協議費　六萬八千九百三十二圓六十四錢
學資金　一萬九千八百二十九圓十五錢二厘
寄附金　七千五百六圓四十一錢六厘にて
總計　百五十二萬八千二百七十六圓十錢五厘あり

今同年調査の同縣下戶數は拾萬二千八百七十戶にして人口は六十二萬八千七百五十一人なりと聞けば同一箇年每一戶當りの金高は十四圓八十五錢六厘にして一人當りは二圓四十三錢一厘となるの算用なり

○雨量觀測　雨量觀測は農業は勿論其他土功、治水、通河開鑿等百般の業に關係を有するものなるが就中洪水警報に至りては全國現在の三十測候所のみにては固より不足を訴ふるの外なく依て漸次全國に數百の雨量觀測所を設くる筈の由なり既に和歌山、廣島、岐阜の諸縣の如きは各郡役所に雨量計を配置し日々觀測を爲し每

月該地測候所に
又福井縣に於て
正午に之を觀測
愛知縣に於ても
設置し去る六月
役所に氣象報告
なる由斯く諸縣
るは我國氣象測

○京都西陣織
中にて最も多く
地に立絲、白千
は非常の捌け方
八十錢より七圓
前後、最下等三
冬物の用意に着
て縞柄は未だ工

○印度の土地及
千六百二十四方
萬一千八百二十
れども最近の測
て未だ鍬鋤の入
は即ち一億二千

○京都臨時府會
へ交附すべしと
し明二十日より
十三萬二千七百
七十四圓九十九
加へて右の十五
て二十年度に三
と支出し二十二
五百圓餘を徵收
り

○畿內の牧牛
牛乳牛肉の需用
都地方の如きは
乳の需用殆んど
乳のみにても昨
高なりしも今年
出せるは全く共
と各營業者の勉
は從來牧牛の會
興ふることある
目を增し牛乳の
るならんと又今
攝津國信貴山
種牛に乏しく或
土地氣候に適せ
て損益は償はず
て間に合はせ居
くるにあらざれ
と同地方の各郡

○製茶共進會
會は來る九月
合ふより十月

○大坂書籍會社
萬圓を募集し
の書籍と一手
本右衛門、前川